

# 一般社団法人東洋大学校友会 選挙管理委員会規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人東洋大学校友会（以下「この法人」という）の定款第11条に規定する代議員及び第25条、第26条に規定する役員の選出・選任に関する業務を公正・円滑に行うために選挙管理委員会（以下「管理委員会」という）を設置する。

(委員会)

第2条 管理委員会に委員の互選で選ばれた委員長を置く。

2 管理委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって議決する。

3 管理委員会の議事については、議事録を作成する。

(委員の選出・任期)

第3条 委員は5名とし、理事会において正会員の中から選出し、会長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員は、理事（会長、副会長を含む）、監事の候補者並びに推薦人になることができない。

4 委員に欠員が生じた場合は、理事会において正会員の中から選出し会長が委嘱する。任期は前任者の残任期間とする。

(委員の報酬)

第4条 委員は、無報酬とする。

2 委員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(招集及び開催)

第5条 管理委員会は代議員の選出、会長・副会長候補者の選出、理事・監事の選任を行う代議員会の開催に先立ち招集し、開催する。

(選挙業務)

第6条 管理委員会は、代議員、会長・副会長候補者及び監事の選挙に関し、次の各号の業務を遂行する。

(1) 選挙日程の決定

(2) 選挙人名簿の作成

(3) 候補者名簿の作成と公示

(4) 投票の管理

(5) 開票の管理

(6) 当選者の確定と公示

(7) その他、選挙の実施に関して必要な事項

## 第2章 代議員の選出

(選出)

第7条 代議員は、正会員による選挙で選出する。

(業務)

第8条 管理委員会は、代議員の選挙に関し次の各号の業務を遂行する。

- (1) 理事会の決定を受けた会員組織ごとの代議員定数の確認
- (2) 正会員への代議員選挙の周知
- (3) 代議員候補者名簿の作成
- (4) その他代議員選挙に関して必要な事項  
(選挙の告示)

第9条 管理委員会は、代議員の任期満了となる日の3カ月前までに、代議員立候補受付のための告示をこの法人のホームページにより行わなければならない。

(告示内容)

第10条 前条の告示内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 代議員の総定数及び会員組織ごとの定数
- (2) 代議員の任期
- (3) 代議員立候補の受付期間
- (4) 投票期間
- (5) 開票日
- (6) その他必要な事項  
(立候補の受付)

第11条 管理委員会は、第7条に基づき正会員の中から代議員立候補者を募るものとする。

2 管理委員会は、1カ月を超えない範囲で立候補の受付期間を定めるものとする。

3 代議員に立候補しようとする正会員は、前条に定める立候補受付期間内に次に掲げる書類を管理委員会に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 立候補理由書

4 前項の提出は、立候補受付期間内に管理委員会に必着することを要する。

(立候補者名簿の公表)

第12条 管理委員会は、前条第3項の立候補者が提出した書類に基づき、次の各号の立候補者名簿を作成し、会員組織ごとの正会員に公表しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 略歴

(立候補者が定数を超えない場合)

第13条 会員組織の立候補者数が会員組織ごとの定数と同数の場合、又は定数未満の場合には、正会員の信任があったものとし、選挙は行わず自動当選とする。

2 会員組織に割り振られた定数を超えない場合は、立候補者数が代議員数となる。

(選挙方法)

第14条 代議員の選挙は、正会員に対して郵便はがきによりその所属する会員組織ごとの立候補者を公示し、詳細はこの法人のホームページに掲載するとともに、メールアドレスの登録を依頼するものとする。

2 投票は、郵便又はインターネット投票（管理委員会から送信される選挙用電子フォーム）により行うものとする。

3 アドレス登録のある正会員には電子投票の案内を行う。電子投票を避けたい正会員にはこの法人のホームページから投票用紙を印刷してもらい、本人の確認書類（免許証コピー等）とともに自費で郵送してもらう。

（投票及び開票）

第15条 投票は、記名投票により投票期間中に以下のとおり行うものとする。

2 前項の記名投票は、立候補者の氏名が列記された用紙に○印をもって記入するものとする。

3 ○印の投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数ある場合には、開票立会人の下に抽選により決するものとする。

4 前条の郵便投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、管理委員会において判断するものとする。

（1） 所定の期日までに投票しなかったもの

（2） 正規の投票用紙を使用していないもの

（3） 氏名欄に所定の員数以上の○印を記載したもの

（4） 投票用紙の立候補者氏名欄に○印以外の記号を記入したもの

（5） 判読ができないもの

5 第4項の第3号及び第4号の○印は、レ点等に変更する場合もあり、投票時に明確化して有効化する。

（選挙結果の報告及び公示）

第16条 管理委員会は、代議員の選挙が終了したときは、その結果を会長に報告しなければならない。

2 会長は、前項の報告を受けたときは、その結果をこの法人のホームページにより正会員等に報告しなければならない。

（補欠選任）

第17条 代議員が退任（辞任・資格喪失・解任）又は死亡した場合は、当該代議員を選出した会員組織から立候補を募り、電子による代議員の補欠選挙を行う。

2 補欠選任された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第3章 理事の選任

（候補者名簿の作成）

第18条 管理委員会は、次の各号より選出された理事の候補者名簿を作成し、代議員会に提出しなければならない。なお、下記の選出枠は、別に定める理事選任規程第5条第1項の別表（以下「別表」という）による。

- 2 別表第1号から第9号の理事候補者を推薦するにあたり、各号の選出母体は、候補者の経歴、推薦理由等の候補者に関する情報をこの法人に提供しなければならない。
- 3 別表第10号については、理事会が認定した各種会員組織の正会員数の規模に応じて選出するものとする。
- 4 別表第11号については、会長または会長候補者が理事候補者を推薦するにあたり、候補者の経歴、推薦理由等の情報をこの法人に提供しなければならない。
- 5 別表第12号については、学校法人東洋大学が理事候補者を推薦するにあたり、候補者の経歴、推薦理由等の情報をこの法人に提供しなければならない。

(選任)

第19条 別表第1号から第10号及び第12号の理事は、代議員会において管理委員会が提出した理事の候補者名簿に基づき、その承認決議をもって選任する。

2 別表第11号において会長が推薦する理事は、管理委員会が提出する会長推薦理事候補者名簿に基づき、代議員会の承認決議をもって選任する。

会長候補者の推薦する理事は、管理委員会が提出する会長候補者推薦理事候補者名簿に基づき、代議員会の承認決議を経て選任するものとし、会長候補者選挙に当選し理事会において会長に選定された者の推薦者を理事に選任する。

(補欠選任)

第20条 理事が退任(辞任・資格喪失・解任)又は死亡した場合は、当該理事を選出した枠内から推薦を受け、代議員会の決議で補欠選任するものとする。

2 補欠選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第4章 会長・副会長の選定

(会長・副会長候補者の選出)

第21条 会長・副会長候補者は、代議員による選挙により選出する。

2 管理委員会は、受理した届出に基づいて作成した会長・副会長立候補者名簿を代議員会に提出しなければならない。

(選挙権者・被選挙権者)

第22条 選挙権者は、この法人の代議員で、一人1票とする。

2 会長・副会長候補者選挙の被選挙権者は、選挙公示日に年齢満25歳以上の者とする。

3 選挙権者、被選挙権者は、定款及び本規程に基づき被選挙権資格停止期間中でない者とする。

(候補者)

第23条 被選挙人は、立候補(自薦又は正会員の推薦)した者とする。

2 会長、副会長の候補者に立候補しようとする者は、立候補届を必要書類とともに所定の期日までに管理委員会に提出するものとする。ただし、役員を重複して立候補することはできない。

3 立候補には、5名の選挙権者の推薦を要する。推薦人は、立候補することはできない。推薦することができる候補者は、会長、副会長それぞれにつき1名とする。

4 立候補者が役員の定数を超えない場合は、立候補者は無投票当選とする。

5 立候補届、推薦書、その他必要な事項・様式は、管理委員会で定める。

(選挙権者・被選挙権者名簿)

第24条 管理委員会は、選挙権者・被選挙権者名簿を作成しなければならない。

(選挙の告示)

第25条 管理委員会は、立候補の受付期間開始2週間前までに告示をし、選挙権者及び被選挙権者に通知するものとする。

2 告示方法は、この法人のホームページへの掲載とする。

(資格審査)

第26条 管理委員会は、立候補届出を受領後、直ちに資格審査をするものとする。

2 管理委員会が無資格者と判定した場合は、直ちにその旨を委員長名にて本人に通知する。

(選挙公報)

第27条 管理委員会は、立候補者から提出された所信表明書に基づき、立候補届出順位により選挙公報を作成しこの法人のホームページに掲載し、選挙権者に通知するものとする。

(選挙方法)

第28条 会長・副会長候補者の選挙は、代議員に対して郵便はがきにより立候補者の公示を行い、詳細はこの法人のホームページに掲載するとともに、メールアドレスの登録を依頼するものとする。

2 投票は、郵便又はインターネット投票（管理委員会から送信される選挙用電子フォーム）により行うものとする。

3 アドレス登録のある代議員には電子投票の案内を行う。電子投票を避けたい代議員にはこの法人のホームページから投票用紙を印刷してもらい、本人の確認書類（免許証コピー等）とともに自費で郵送してもらう。

(投票及び開票)

第29条 投票は、投票期間中に記名投票により以下のとおり行うものとする。

2 会長候補者の記名投票は、会長立候補者の氏名が列記された用紙に、1名の○印をもって記入するものとする。

3 副会長候補者の記名投票は、副会長立候補者の氏名が列記された用紙に、選出する員数分の○印をもって記入するものとする。

4 開票は、管理委員会委員長及び監事又は監事から指名された1名以上の代議員を開票立会人として行う。

5 ○印の投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数ある場合には、開票立会人の下に抽選により決するものとする。

6 前条の郵便投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、管理委員会において判断するものとする。

(1) 所定の期日までに投票しなかったもの

(2) 正規の投票用紙を使用していないもの

(3) 氏名欄に所定の員数以上の○印を記載したもの

(4) 投票用紙の立候補者氏名欄に○印以外の記号を記入したもの

(5) 判読ができないもの

7 第6項の第3号及び第4号の○印は、レ点等に変更する場合もあり、投票時に明確化して有効化する。

(選挙結果の報告)

第30条 管理委員会は、会長、副会長候補者の選挙が終了したときは、その結果を理事会に報告しなければならない。

(会長・副会長の選定)

第31条 選挙結果に基づいた代議員会からの会長・副会長候補者の推薦を受けて、理事会で会長・副会長を選定する。

(違反処分)

第32条 立候補者、その推薦人又は選挙運動者が、定款、本規程及びこれらに基づく諸規定に違反したと管理委員会が認めるときは、適当な方法で候補者又は代議員に周知しなければならない。ただし、事前もしくは事後に理事会の意見を聴取し、又は報告をしなければならない。

2 管理委員会は、前項の場合、その事情が特に重いと認める場合は、7年間の範囲内で違反者の被選挙権資格を停止することができる。ただし、事前に理事会の意見を聴取しなければならない。

## 第5章 監事の選任

(監事候補者の選出)

第33条 監事候補者は、正会員の中から代議員による選挙により選出する。

2 管理委員会は、受理した立候補者からの届出に基づいて作成した監事の立候補者名簿を代議員会に提出しなければならない。

(選挙権者・被選挙権者)

第34条 選挙権者は、この法人の代議員で、一人1票とする。

2 選挙権者、被選挙権者は、定款及び本規程に基づき被選挙権資格停止期間中でない者とする。  
(候補者)

第35条 被選挙人は、立候補（自薦又は正会員の推薦）した者とする。

2 監事に立候補しようとする者は、立候補届を必要書類とともに所定の期日までに管理委員会に提出するものとする。ただし、役員を重複して立候補することはできない。

3 立候補には、5名の選挙権者の推薦を要する。推薦人は、立候補することはできない。

4 立候補者が監事の定数を超えない場合は、立候補者は無投票当選とする。

5 立候補届、推薦書、その他必要な事項・様式は、管理委員会で定める。

(選挙権者・被選挙権者名簿)

第36条 管理委員会は、選挙権者・被選挙権者名簿を作成しなければならない。

(選挙の告示)

第37条 管理委員会は、立候補の受付期間開始2週間前までに告示をし、選挙権者及び被選挙権者に通知するものとする。

2 告示方法は、この法人のホームページへの掲載とする。

(資格審査)

第38条 管理委員会は、立候補届出を受領後、直ちに資格審査をするものとする。

2 管理委員会が無資格者と判定した場合は、直ちにその旨を委員長名にて本人に通知する。

(選挙公報)

第39条 管理委員会は、立候補者から提出された所信表明書に基づき、立候補届出順位により選挙公報を作成しこの法人のホームページに掲載し、選挙権者に通知するものとする。

(選挙方法)

第40条 監事の選挙は、代議員に対して郵便はがきにより立候補者の公示を行い、詳細はこの法人のホームページに掲載するとともに、メールアドレスの登録を依頼するものとする。

2 投票は、郵便又はインターネット投票（管理委員会から送信される選挙用電子フォーム）により行うものとする。

3 アドレス登録のある代議員には電子投票の案内を行う。電子投票を避けたい代議員にはこの法人のホームページから投票用紙を印刷してもらい、本人の確認書類（免許証コピー等）とともに自費で郵送してもらう。

(投票及び開票)

第41条 投票は、投票期間中に記名投票により以下のとおり行うものとする。

2 前項の記名投票は、監事の立候補者氏名が列記された用紙に、選出する員数分の○印をもって記入するものとする。

3 開票は、管理委員会委員長及び監事又は監事から指名された1名以上の代議員を開票立会人として行う。

4 ○印の投票数の多い順に定数に達するまでの者を当選とする。ただし、定数最下位者が複数ある場合には、開票立会人の下に抽選により決するものとする。

5 前条の郵便投票において、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、各号のいずれにも該当しないものは、管理委員会において判断するものとする。

(1) 所定の期日までに投票しなかったもの

(2) 正規の投票用紙を使用していないもの

(3) 氏名欄に所定の員数以上の○印を記載したもの

(4) 投票用紙の立候補者氏名欄に○印以外の記号を記入したもの

(5) 判読ができないもの

6 第5項の第3号及び第4号の○印は、レ点等に変更する場合もあり、投票時に明確化して有効化する。

(監事の選任)

第42条 監事は、代議員における選挙結果に基づき、代議員会の承認決議をもって選任する。

(補欠選任)

第43条 監事が退任（辞任・資格喪失・解任）又は死亡した場合、定数内であれば補充は行わない。

2 補欠選任による任期は、前任者の残任期間とする。

(違反処分)

第 44 条 立候補者、その推薦人又は選挙運動者が、定款、本規程及びこれらに基づく諸規定に違反したと管理委員会が認めるときは、適当な方法で候補者又は代議員に周知しなければならない。ただし、事前もしくは事後に理事会の意見を聴取し、又は報告をしなければならない。

2 管理委員会は、前項の場合、その事情が特に重いと認める場合は、7年間の範囲内で違反者の被選挙権資格を停止することができる。ただし、事前に理事会の意見を聴取しなければならない。

(改廃)

第 45 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て代議員会で行う。

(委任)

第 46 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この規程は、令和3年5月22日より適用する。

2 令和8年2月4日一部改正